

失業保険の適用範囲(国際比較)[未定稿]

	適用範囲	受給要件(参考)
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> ○1年間に少なくとも20週は1人以上の労働者を雇用する事業主、四半期に1500ドル以上の賃金を支払う事業主(農業は10人以上又は2000ドル以上)又は四半期の賃金支払額が1000ドル以上の家事労働者を雇用する事業主に雇用される者。 ○連邦政府職員、鉄道労働者、退役軍人、自営業者、家族労働者、一部の農業労働者及び家事労働者は適用除外。 	<p>州ごとに異なるが、平均的には以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○算定基礎年に6ヵ月以上就労し、1,734ドル以上の所得を得ていたこと。 ○労働能力を有し、求職活動を行い、かつ、直ちに就職し得ること。 ○事業主都合により解雇された者であること。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ○60歳未満の全雇用者。 ○公務員、建設・港湾労働者、家事労働者、季節労働者等は適用除外。 	<ul style="list-style-type: none"> ○離職前18ヵ月以上雇用され、被保険者期間が4ヵ月以上あること。 ○労働能力を有し、求職活動を行い、かつ、直ちに就職し得ること。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として18歳以上年金支給開始年齢(男子65歳、女子60歳)未満の全雇用者。 ○学業を主とする者、自営業者は適用除外。 	<ul style="list-style-type: none"> ○過去2年間保険料を納付していること。 ○労働能力を有し、求職活動を行い、かつ、直ちに就職し得ること。 ○職業に就いていないこと又は週平均労働時間が16時間未満であること。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ○労働時間が週15時間以上であって65歳未満である全雇用者。 ○公務員、職業軍人、昼間学生は適用除外。 	<ul style="list-style-type: none"> ○離職前3年間に被保険者期間が12ヶ月以上あること。 ○労働能力を有し、求職活動を行い、かつ、直ちに就職し得ること。 ○65歳未満であること。
オランダ	<ul style="list-style-type: none"> ○全雇用者。 ○65歳以上の者、公務員は適用除外。 	<ul style="list-style-type: none"> ○離職前39週間に26週間以上雇用されていたこと。 ○離職前5年間のうち4年間で、それぞれ52日以上賃金収入のあったこと。 ○労働能力を有し、求職活動を行い、直ちに就職しうること。 ○正当な理由のない自己都合退職でないこと。

(注)雇用期間(見込み)を適用要件としている国は、欧米諸国では確認されていない。